

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

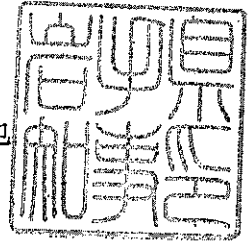
住所 青森県三戸郡階上町蒼前東二丁目9番28

氏名 オーシャンマテリアル株式会社

代表取締役 大山 茂昭  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 5年 7月20日

許可の有効年月日 令和10年 7月19日

### 1. 事業の範囲

#### (1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず
- ・鉱さい
- ・がれき類
- ・動物のふん尿

以下余白

#### (2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

### 2. 許可の条件

以下余白

### 3. 許可の更新又は変更の状況

平成30年 7月20日 当初許可

(以下、裏面記載)

令和 元年11月 1日 事業範囲の変更許可

(1) 産業廃棄物の種類に汚泥、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を追加したこと。

(2) 産業廃棄物の種類について、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨追記したこと。

令和 2年 8月17日 事業範囲の変更許可 (産業廃棄物の種類に燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、鉍さい、動物のふん尿を追加したこと。)

令和 5年 7月20日 更新許可

以下余白

4. 積替え許可 (盛岡市の許可) の有無 無

以下余白

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白